



雇用関係のトラブル 裁判所で解決するには？



簡易裁判所の手続

調停

話し合いで円満解決したい

- 話し合いによる解決を目指す非公開の手続です。
- 裁判所の調停委員会が話し合いを進めます。
- 簡易裁判所で受け付けています。



話し合える見込みがあるなら...

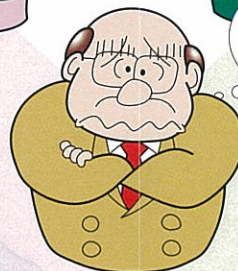
いきなりクビになっちゃった。どうしよう...



働いたのに給料を払ってもらえない...



解雇をしたのがおかしいとは思わないんだが...



地方裁判所の手続

労働審判

3回以内の期日で、早期に柔軟な解決を図る手続

- 労働関係の専門家が加わった労働審判委員会が、双方の言い分や証拠を基に審理し、トラブルの実情に合った解決案を示す手続です。
- 手続の中で調停も試みます。
- 労働審判に対し、異議申立てがあれば、訴訟に移行します。
- 地方裁判所(本庁及び一部の支部^(※))で行います。

(※) 東京地方裁判所立川支部及び福岡地方裁判所小倉支部
(平成22年4月以降)

訴訟

どちらの言い分が正しいのか裁判所で判断してほしい

- 法廷で労使双方が自分の言い分や証拠を十分に出し合い、裁判所がどちらの言い分が正しいかを判決等で最終的に判断する手続です。

- 訴訟手続の途中で双方の合意ができれば、和解によって終了することもあります。

- 求める金額によって取り扱う裁判所が異なります。

140万円を超える場合→地方裁判所 140万円以下の場合→簡易裁判所

給料を払って下さい!!



少額訴訟

60万円以下の金銭の支払を求める場合の特別コース

- 原則として、審理を1回の期日で終わらせて、直ちに判決をする手続です。
- 簡易裁判所で行います。

仮処分

判決が出るまでの仮の措置

- 判決が出るまでの間、給料がもらえないため生活に困るなど著しい損害が生じる場合に、相手方の言い分を聴いた上で、仮の支払などを命ずることを求める手続です。
- 取り扱う裁判所は、原則として、訴訟の場合と同じです。